

社会福祉法人親和会 役員等の費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人親和会(以下「法人」という。)の定款第5条及び第6条第2項並びに第15条に規定する評議員及び評議員選任・解任委員並びに理事及び監事が法人の用務のため、理事会等に出席するときの費用弁償に関し必要な事項を定める。

(費用弁償の額)

第2条 前条に定める額は、次の通りとする。ただし施設長で理事の職にあるものについては、費用弁償は支給しない。

1回の出席につき、日当は7,000円を支給するものとし、理事会・評議員会を同日に開催する場
場合においては、1回分のみを支給する。

なお、宿泊を要する場合においては、職員旅費規程の施設長区分を準用する。

附 則

1. この規程は、昭和63年12月13日から施行する。
2. この規程を一部改正し、平成11年4月1日から施行する。
3. この規程を一部改正し、平成13年3月1日から施行する。
4. この規程を一部改正し、平成16年11月1日から施行する。
5. この規程を一部改正し、平成19年3月1日から施行する。
6. この規程を一部改正し、平成26年5月19日から施行する。
7. この規程を一部改正し、平成29年4月1日から施行する。
8. この規程を一部改正し、平成30年12月1日から施行する。